主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人岡野富士松、同永田彦一郎の上告趣意第一点は、公職選挙法 二五二条一項の違憲を主張するけれども、その論旨の採用するに足りないことは当 裁判所判例の既に示したところである(昭和二九年(あ)四三九号、同三〇年二月 九日大法廷判決参照)。その余の上告趣意は事実誤認、量刑不当の主張を出でない ものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一 条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、弁護人岡野富士松、同永田彦一郎の上告趣意第一点に関する裁判官 池田克の少数意見を除く裁判官全員一致の意見である。

池田裁判官の少数意見は、昭和二九年(あ)第三〇四五号同三〇年五月一三日言 渡第二小法廷判決において表示されている意見のとおりである。

## 昭和三〇年五月二〇日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克